

【 新学則 】

聖望学園中学校学則

埼玉県飯能市中山292番地

TEL : 042-973-1500

(令和2年4月1日)

聖望学園中学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、中等普通教育を施し、キリスト教精神によって人格の陶冶をなすことを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、聖望学園中学校という。

(位 置)

第3条 本校は、埼玉県飯能市中山 292 番地に置く。

第2章 収容定員

(収容定員)

第4条 本校の収容定員は次のとおりとする。

男女 240 名

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は3年とする。

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 毎月第2及び第4土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (5) 秋季休業 10月2日から10月5日まで
- (6) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

(7) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

(8) 学年始休業 4月1日から4月6日まで

(9) 学校創立記念日 10月1日

(10) 埼玉県民の日 11月14日

2 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事があるときは、臨時に授業を行うことがある。

3 非常災害その他急迫の事情があるとき、もしくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者。
- (2) 外国において学校教育における6年の課程を修了した者。
- (3) 文部大臣の指定した者。
- (4) 本校において、小学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学許可)

第10条 入学の許可は、選考の上校長がこれを行う。

(出願条件)

第11条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他必要書類に受験料をそえ、願い出なければならない。

(入学手続)

第12条 入学を許可された者は、すみやかに本校指定の在学保証書に保護者、保証人連署の上、入学金をそえて提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転 学)

第13条 他の中学校から本校に転学を志望する生徒があるときは、特別な事情に限り選考の上転学を許可することがある。

2 生徒が、他の中学校へ転学しようとするとき、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退 学)

第14条 退学しようとする者は、本校所定の書類にその理由を明記し、保護者連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第15条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、その理由を明記し、届け出なければならない。

2 生徒が病気その他やむを得ない理由により3か月以上引き続き出席することができないときは、保護者は、本校所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て、校長の許可を得て、1か年以内の休学をすることができる。

(復学)

第16条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は本校所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第17条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第18条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第19条 生徒及び保護者、保証人の指名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに届出なければならない。

第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第20条 本校の教育課程は、教科並びに各教科以外の特別教育活動及び学校行事等により編成し、その教科及び科目は、別表のとおりとする。

(課程修了の認定)

第21条 各学年の課程の修了は、学年末において認定する。

(卒業)

第22条 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。

第6章 職員組織

(職員組織)

第23条 本校に次の職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教頭 1名

- (3) 教諭 10名
- (4) 養護教諭 1名
- (5) 司書教諭 1名
- (6) 講師 4名
- (7) 事務職員 2名
- (8) 用務員 1名
- (9) 学校医 1名
- (10) 学校歯科医 1名
- (11) 学校薬剤師 1名

2 前項の職員のほか、副校長及び副教頭を置くことができる。

3 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。

4 副校長は、校長を補佐し、校務を整理する。

5 教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。

6 副教頭は、校長及び教頭を補佐し、校務を整理する。

7 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

8 校長は、校務分掌において各部長職にあるものを指導教諭として任命することができる。

第7章 授業料、入学金及び受験料

(授業料、入学金及び受験料等)

第24条 本校の授業料、入学金、受験料、施設設備資金、施設費、図書費及び光熱費は次のとおりとする。

項目	区分	平成27年4月から30年3月に入学した者	平成30年4月以降に入学する者
授業料	月額	31,000円	31,000円
入学金	入学時	240,000円	240,000円
受験料	1回	20,000円	20,000円
施設設備資金	入学時	100,000円	100,000円
施設費	月額	8,000円	8,300円
図書費	月額	300円	300円
光熱費	月額	2,200円	2,200円

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならぬ。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 4 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

- 5 すでに納入した授業料、入学金及び受験料は返還しない。
ただし、特別な事情がある場合は、その全部又は一部を返還することがある。
- 6 複数回同時出願の場合の受験料は、別途理事会にて定める。

(減免又は給付)

第25条 別に定める規定にしたがい、授業料、入学金、施設設備資金及び施設費を軽減又は免除又は給付することがある。

第8章 賞 罰

(ほう賞)

第26条 成績、性行ともにすぐれ、他の模範となる者及び精勤者は、ほう賞することがある。

(懲 戒)

第27条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒を行う。

- 2 懲戒は、訓告及び転学とし、校長がこれを行う。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当の理由がなく出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反した者。

第9章 雑 則

(雑 則)

第28条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は昭和30年 3月 1日から施行する。

附 則

この学則は平成 元年 4月 1日から改定施行する。
(全文改定及び消費税法施行にともなう生徒納付金の改定)

附 則

この学則は平成 3年10月 1日から改定施行する。
(消費税法改正にともなう生徒納付金の減額)

附 則

この学則は平成 4年 4月 1日から改定施行する。
(生徒納付金の改定)

附 則

この学則は平成 6年 4月 1日から改定施行する。
(生徒納付金の改定)

附 則

この学則は平成 8年 4月 1日から改定施行する。
(生徒納付金、休業日、教育課程の改定)

附 則

この学則は平成 9年 4月 1日から改定施行する。
(休業日、生徒納付金の改定)

附 則

この学則は平成10年 4月 1日から改定施行する。
(生徒納付金の改定)

附 則

この学則は平成16年 4月 1日から改定施行する。
(前後期の2期制及び秋季休業の改定)

附 則

この学則は平成21年 4月 1日から改定施行する。
(生徒納付金の改定)

附 則

この学則は平成22年 6月24日から改定施行する。
(職員組織の改定)

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	175	175	175
	社 会	105	105	140
	数 学	175	175	175
	理 科	105	140	140
	音 楽	52.5	35	35
	美 術	52.5	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術・家 庭	70	70	35
	外 国 語	175	175	175
宗 教 の 授 業 時 数		35	35	35
総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 授 業 時 数		70	70	70
特 別 活 動 の 授 業 時 数		35	35	35
総 授 業 時 数		1155	1155	1155

<備考>

- この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 宗教は、「特別の教科 道徳」の代替である。